

## 別表六（三）付表三の記載の仕方

- 1 この明細書は、内国法人が法第69条第12項（適格分割等が行われた場合でないものとされる繰越控除限度額等）（外国法人が法第144条の2第7項（外国法人に係る外国税額の控除）において準用する場合を含みます。）の規定の適用を受ける場合又は連結法人が法第81条の15第7項（適格分割等が行われた場合でないものとされる個別繰越控除限度額等）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。
- 2 「当該法人の調整国外所得金額又は個別調整国外所得金額2」は、「当該法人の控除余裕額又は個別控除余裕額1」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六（二）の「15」、別表六の二（二）付表の「11」又は別表六の三の「10」の金額を記載します。
- 3 「当該法人の控除対象外国法人税額又は個別控除対象外国法人税額7」は、「当該法人の控除限度超過額又は個別控除限度超過額6」の金額に係る事業年度又は連結事業年度の別表六（二の二）の「21」の金額を記載します。